

福島県指定障害福祉サービス事業者等監査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第48条、第49条、第50条、第51条の27、第51条の28及び第51条の29並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「福祉法」という。）第21条の5の22、第21条の5の23及び第21条の5の24の規定に基づき、第3条に規定する障害福祉サービス事業者等に対して行う自立支援給付及び障害児通所給付費等に係るサービス（以下「障害福祉サービス等」という。）の内容並びに自立支援給付、障害児通所給付費等（以下「給付費等」という。）に係る費用の請求に関する監査についての基本的事項を定める。

(監査の方針)

第2条 監査は、障害福祉サービス事業者等に対し、第8条に規定する行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は給付費等の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼として実施する。

(監査の対象)

第3条 監査の対象は、次に掲げる事業者、設置者及びその従業者（この要綱において、「障害福祉サービス事業者等」という。）とする。

- (1) 指定障害福祉サービス事業者（支援法第29条第1項に規定する事業者をいう。以下同じ。）
- (2) 指定障害者支援施設（支援法第29条第1項に規定する施設をいう。以下同じ。）の設置者
- (3) 指定一般相談支援事業者（支援法第51条の14第1項に規定する事業者をいう。以下同じ。）
- (4) 指定障害児通所支援事業者（福祉法第21条の5の3第1項に規定する事業者をいう。以下同じ。）

(監査対象の選定)

第4条 監査は、次に掲げる情報を踏まえ、指定基準違反等の有無について確認する必要があると認める場合に行う。

- (1) 要確認情報
 - ア 通報・苦情・相談等に基づく情報

イ 市町村、相談支援事業等へ寄せられる苦情

ウ 給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者

(2) 実地指導において確認した情報

支援法第11条又は福祉法第57条の3の3による指導において確認した指定基準違反等

(監査の実施者)

第5条 監査は、保健福祉部長（以下「部長」という。）が所掌し、各保健福祉事務所長（以下「事務所長」という。）と連携を図りながら実施する。

ただし、監査対象となる障害福祉サービス事業者等が、福島県社会福祉法人・社会福祉施設運営指導及び監査実施要綱（平成11年4月1日付け保健福祉部長通知）別表に規定する社会福祉施設の開設者又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人が開設者若しくは事業者である場合には、同要綱に規定する特別監査と併せて監査を実施することができる。

(監査の方法)

第6条 監査は、障害福祉サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該障害福祉サービス事業者等の当該指定に係る事業所、事務所その他の当該障害福祉サービス等の事業に関係する場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）により行う。

(実地検査等の手続)

第7条 部長は、監査対象となる障害福祉サービス事業者等に対して、あらかじめ文書により通知する。

ただし、あらかじめ通知したのでは事実関係の確かな把握に支障があると判断した場合、緊急に監査を実施する必要があると判断した場合、又は実地指導中に監査に変更した場合には、監査当日に文書で通知し、又は口頭で通知することができる。

2 前項の通知により実施した監査の結果、次条に規定する行政上の措置には該当しないものの、改善を要する事項があると認められる場合には、部長は、文書によりその旨を通知する。この場合において、部長は、当該障害福祉サービス事業者等から文書により改善結果の報告を求めるものとする。

3 部長は、前項の改善報告について必要があると認める場合には、文書又は職員の派遣等により改善状況、改善結果について確認する。

(指摘基準)

第7条の2 監査の指摘基準は、別に定める。

(行政上の措置)

第8条 部長は、第6条の規定に基づき実施した監査の結果、指定基準違反等が認められた場合には、支援法第49条第1項、第2項、第51条の28第1項及び福祉法第21条の5の23第1項に規定する「勧告」、第49条第4項、第51条の28第4項及び福祉法第21条の5の23第3項に規定する「命令」、並びに第50条第1項、第3項、第51条の29第1項及び福祉法第21条の5の24第1項の「指定の取消し等」の規定に基づき、次に掲げる行政上の措置を採る。

(1) 勧告

障害福祉サービス事業者等に指定基準違反の事実が確認された場合、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、基準を遵守すべきことを勧告することができる。

なお、これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

また、勧告をした場合、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限内に別に定める様式により報告を行わせるものとする。

(2) 命令

障害福祉サービス事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

なお、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

また、命令をした場合、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限内に別に定める様式により報告を行わせるものとする。

(3) 指定の取消等

指定基準違反等の内容等が、支援法第50条第1項各号、同条第3項で準用する同条第1項各号（第12号を除く。）、第51条の29第1項各号及び福祉法第21条の5の24第1項各号のいずれかに該当する場合は、当該障害福祉サービス事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止をすること（以下「指定の取消等」という。）ができる。

なお、指定の取消等を行った場合には、その旨を公示しなければならない。

2 聴聞等

部長は、監査の結果、当該障害福祉サービス事業者等が命令又は指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

(市町村長による実地検査等)

第9条 市町村長が障害福祉サービス事業者等の自立支援給付及び障害児通所給付費等対象サービス等に関して、実地検査等を行う旨事前に情報提供を受けた場合において、当該障害福祉サービス等が複数の市町村に関係するときは、部長は、実地検査等の実施について総合的な調整を行う。

2 部長は、市町村長が当該障害福祉サービス事業者等に対して実地検査等を実施した結果、指定基準違反がある旨通知を受けたときは、第8条に規定する行政上の措置を採るものとする。この場合において、部長は、必要に応じ、当該市町村長又は当該障害福祉サービス事業者等に対し、行政上の措置を採るために必要な報告等を求めるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成16年2月12日から施行し、平成15年度の監査から適用する。

附 則

この要綱は平成17年6月3日から施行し、平成17年度の監査から適用する。

附 則

1 この要綱は平成18年6月6日から施行し、平成18年度の監査から適用するものとする。

ただし、次の事項については、改正前の「福島県支援費指定居宅支援障害福祉サービス事業者等監査要綱」(ただし、第6条を除く)を適用するものとする。

(1) 平成17年度までに執行した支援費に関するもの。

(2) 平成18年9月30日までの身体障害者更生援護施設(身体障害者更生施設、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設に限る。)及び知的障害者援護施設(知的障害者更生施設、知的障害者授産施設及び知的障害者通勤寮に限る。)の支援費に関するもの。

(3) 平成18年10月1日以降、障害者自立支援法の附則で定める経過措置の期日(平成24年3月31日までの日で政令で定める日の前日)まで、引き続き支援費制度を選択する身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設の支援費に関するもの。

2 第3条第1項のなお書きについては、平成18年10月1日以降は、適用しないものとする。

附 則

この要綱は平成19年5月18日から施行し、平成19年度の監査から適用する。

附 則

この要綱は平成20年5月8日から施行し、平成20年度の監査から適用する。

附 則

この要綱は平成21年5月12日から施行し、平成21年度の監査から適用する。

附 則

この要綱は平成22年5月6日から施行し、平成22年度の監査から適用する。

附 則

この要綱は平成24年5月9日から施行し、平成24年度の監査から適用する。

附 則

この要綱は平成25年5月1日から施行し、平成25年度の監査から適用する。

附 則

この要綱は平成27年5月18日から施行し、平成27年度の監査から適用する。

附 則

この要綱は平成28年12月16日から施行し、平成28年度の監査から適用する。

附 則

この要綱は令和3年5月27日から施行し、令和3年度の監査から適用する。

附 則

この要綱は令和4年7月14日から施行し、令和4年度の監査から適用する。

附 則

この要綱は令和5年5月25日から施行し、令和5年度の監査から適用する。